

横浜市等の障害者雇用の状況について

令和8年6月1日現在の、横浜市における障害者の任免に関する状況について、神奈川労働局に報告を行いました。また、横浜市外郭団体及び横浜市指定管理者における障害者雇用の状況について、結果を取りまとめましたのでお知らせします。

※障害者雇用状況報告

<横浜市>

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づき、地方公共団体は毎年6月1日現在の、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することが義務付けられています。

<外郭団体・指定管理者>

同法第43条第7項に基づき、労働者40.0人以上の事業主は毎年6月1日現在の、障害者の雇用状況を厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

1 横浜市の障害者雇用率

	令和8年度	令和7年度	前年度比
市長部局	3.27%	3.06%	+0.21 ポイント
教育委員会	1.84%	1.68%	+0.16 ポイント
水道局	3.49%	3.02%	+0.47 ポイント
交通局	2.36%	1.96%	+0.40 ポイント
医療局病院経営本部	1.84%	1.77%	+0.07 ポイント
横浜市	2.45%	2.27%	+0.18 ポイント

※ 法定雇用率：2.8%

※ 横浜市は地方機関に係る特例の認定を受けているため、市長部局、横浜市教育委員会、横浜市水道局、横浜市交通局、横浜市医療局病院経営本部の任命権者ごとではなく、すべてが横浜市という同一の機関とみなされます。

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 外郭団体の障害者雇用の状況

全外郭団体（35 団体）を調査した結果、国への報告義務がある雇用労働者数が 40.0 人以上の団体（24 団体）のうち、20 団体が達成、4 団体*が未達成でした。

未達成団体については、早期雇用に向けて取組を進めます。横浜市においても、引き続き、助言・指導を行っていきます。

※ （公財）横浜市スポーツ協会、横浜食肉市場(株)、（公財）横浜市シルバー人材センター、（福）横浜市リハビリテーション事業団の 4 団体が未達成

区 分		団体数
【報告義務対象】雇用労働者数が 40.0 人以上の団体		24 (23)
法定雇用障害者数を達成している団体		20 (21)
法定雇用障害者数を達成していない団体		4 (2)
【報告義務対象外】雇用労働者数が 40.0 人未満の団体		11 (12)

- ・法定雇用率は 2.5%（横浜市住宅供給公社は 2.8%）
- ・法定雇用障害者数は雇用労働者数に法定雇用率を乗じた数（端数切捨て）
- ・（ ）内の数字は前年度の団体数

3 指定管理者の障害者雇用の状況

全指定管理者（217 団体）を調査した結果、国への報告義務がある雇用労働者数が 40.0 人以上の団体（126 団体）のうち、88 団体が達成、38 団体が未達成でした。

指定管理者に対しては、引き続き障害者の雇用を働きかけるとともに、団体が障害者雇用課題等を感じている場合は、障害者就労支援センター等の企業相談窓口を紹介するなど支援を進めます。

区 分		団体数
【報告義務対象】雇用労働者数が 40.0 人以上の団体		126 (129)
法定雇用障害者数を達成している団体		88 (79)
法定雇用障害者数を達成していない団体		38 (50)
【報告義務対象外】雇用労働者数が 40.0 人未満の団体		91 (91)

- ・法定雇用率は 2.5%（横浜市住宅供給公社は 2.8%）
- ・法定雇用障害者数は雇用労働者数に法定雇用率を乗じた数（端数切捨て）
- ・（ ）内の数字は前年度の団体数

お問合せ先		
(本市職員について)		
行財政局人事課長	吉岡	Tel 045-671-2055
(外郭団体について)		
総務局市立大学等調整課担当課長	林	Tel 045-671-4324
(指定管理者について)		
行財政局共創推進課担当課長	田中	Tel 045-671-4392



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

